

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例

〔 昭和 45 年 6 月 15 日 〕
〔 条 例 第 8 号 〕

改正 平成 12 年 12 月 8 日条例第 7 号 令和 元年 12 月 27 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第 2 条 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間内にその事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第 4 条 休職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(失職の特例)

第5条 法第16条第1号に該当するに至った職員で、刑の執行を猶予された者については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、その罪が過失によるものであり、かつ、任命権者が情状を考慮する必要があると認めたときは、法第28条第4項の規定を適用しないことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年12月8日から施行する。

附 則 (令和元年条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。